

京都市放課後対策事業検討会議 摘録

日 時 平成26年12月5日(金) 14:00～16:30

会 場 京都市総合教育センター 1階 第2研修室

出席者 会 長 神 部 純 一 (滋賀大学社会連携研究センター長・教授)
副会長 坂本 香代子 (京都市小学校長会庶務・京都市立安井小学校長)
委 員 大畑 眞知子 (教育委員会事務局学校指導課首席指導主事)
" 國 重 晴 彦 (公益社団法人京都市児童館学童連盟施設長会副会長)
" 谷 内 博 史 (公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事)
" 上 野 壽 世 (京都市保健福祉局子育て支援部長)
" 中 村 公 紀 (京都市教育委員会事務局生涯学習部長)

事務局 保健福祉局子育て支援部児童家庭課 (河原昌秀 担当課長 外2名)
教育委員会事務局生涯学習部 (中原浩二 担当課長 外19名)

(※会長、副会長、行政委員を除き五十音順。敬称略)

事 務 局 この会議は、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所づくりについて、様々な分野で子どもたちに関わっておられる皆様方に御議論いただく場として開催する。

本日の会議の議長を会長の神部先生にお願いしたい。

神部会長 本日の議論に入る前に、新しく委員に就任された方の御紹介を事務局にお願いする。

事 務 局 坂本委員、谷内委員、上野委員の紹介。

<平成26年度実施状況報告>

神部会長 本日の会議では、まず事務局から、「放課後まなび教室の実施状況」、「放課後まなび教室と児童館・学童クラブ事業との連携の状況」、さらに、「放課後ほっと広場の実施状況」について説明していただき、その後で皆様に議論をお願いしたいと考えている。

それではまず、放課後まなび教室の実施状況等について、事務局から説明していただきたい。

事 務 局 (資料に基づき説明)

＜資料１＞「平成２６年度 放課後まなび教室 実施状況」

- ・放課後まなび教室は、平成１９年度の事業開始以来、学校・地域・保護者の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの御協力の下、現在全小学校区、１６６教室で実施している。
- ・すべての学校で１～６年生を対象に実施している。
- ・１年生は、まず学校に慣れることを優先し、大半の学校で後期の１０月から登録の募集をしている。
- ・１０月末時点での登録人数は１２，２３０人。放課後まなび教室の対象者数が６１，２０６人であり、登録率は２０．０パーセントとなっている。２５年度の登録人数が年度末時点で１２，２６７人、登録率は１９．３パーセントであり、増加傾向が続いている。
- ・学校ごとの登録率について、登録率が１００％になっている学校は小規模校。校区に学童クラブがない場合、放課後まなび教室が学童クラブの役割を担っていることもある。
- ・すべての学校で１～６年生を対象に実施しているが、余裕教室が少ない学校については低学年と高学年で時間帯や実施日を分けて実施しているところもある。
- ・どの教室も週３日以上実施している。週３日実施している教室が全体の３分の２。週４日実施と週５日実施の教室が６分の１ずつ。

＜資料２＞「平成２５年度放課後まなび教室スタッフ構成」

- ・昨年度からスタッフ全体の年齢層を分析し、資料化しているので御紹介する。
- ・スタッフは年間を通して登録している人数を積み上げたもの。毎年２，０００名を超える登録がある。
- ・年齢構成は２４年度からあまり変化していない。全体と公募者どちらも２０代，４０代，５０代の参加が多く，３０代は子育て世代ということで，少ない傾向がある。
- ・京都市の特徴として２０代が多い。学生や学校で非常勤講師・育成支援員等で指導に関わっている方などである。
- ・男女の構成は２４年度同様，スタッフの４分の３を女性が占めている。

＜資料３＞「平成２６年度 京都市児童館・学童クラブ事業の概要」

１ 京都市児童館事業

- ・児童福祉法第４０条により規定されている児童厚生施設であり、京都市では平成２６年４月時点で１３１館設置されている。公設民営（指定管理者制度）が９２館，民設民営（事業委託）が３９館。利用対象者は０歳～１８歳までの児童とその保護者等。

- ・平成26年度の利用実績は1,023,993人。

- ・事業内容

- ① 子ども育成活動：子どもを対象とした，行事活動，クラブ活動などの継続的な取組。中高生と赤ちゃんとの交流事業など，中高生を対象とした事業も行っている。
- ② 子育て家庭支援活動：乳幼児クラブ，専門機関との連携を含む子育て相談，講演会等の子育て支援活動，障害のある小学校5・6年生の昼間留守家庭児童を対象に学校長期休業期間の居場所づくりを実施。
- ③ 地域福祉促進活動：子育てボランティア組織である母親クラブ，地域住民や高齢者との交流会の実施等地域での新たなつながりを創造。

2 京都市学童クラブ事業

- ・小学校1～3年生の児童（障害のある児童については1～4年生まで）を対象として実施。
- ・現在139箇所（児童館：130箇所，学童保育所9箇所）で実施している。
- ・学童クラブは登録制であり，平成26年4月1日現在9,267人の児童が登録している。
- ・利用料金については，世帯の所得税額，市民税額及び生活保護受給の有無に応じて保護者負担金の額を決定している。

<資料4> 『児童館・学童保育所』と『放課後まなび教室』との連携について

- ・「連携に係る協議ができる校区」は全部で156校区。東山区の一橋小学校，月輪小学校，今熊野小学校が東山泉小学校に統合されたため昨年度から2校区減った。山間部など，連携の対象となる児童館，学童保育所がない地域もある。
- ・実際に「連携に係る協議を実施した校区数」は105校区。内訳は「児童館が学校敷地内又は近接している校区」が25年度末から1校区減ったが，東山区の学校統合に伴うものである。
- ・「連携事業を実施した校区数」は25年度末から2校区減って，85校区。内訳は「児童館が学校敷地内又は近接している校区」が昨年度から1校区減り，「児童館が校区内に設置されているが，小学校から離れている校区」が1校区減っている。どちらも東山区の学校統合に伴うものである。
- ・主な連携例として，放課後まなび教室登録児童が児童館・学童クラブのドッジボール大会，児童館まつり等の行事に参加する単発の事業と，定期的に開催される工作教室等の行事に参加する日常の事業がある。
- ・また，その他にも両事業の実態や子どもたちの状況・課題について双方が集まって検討する研修会を行っており，交通安全，子どもの所在確認，児童の健康状態や課

題の共有などで連携を行っているところもある。

- ・しかしながら、それぞれの事業実施で精いっぱい連携事業を展開する余裕がない等の理由で、実施できていないところもある。
- ・平成24年度から小学校敷地内又は隣接地にある児童館を対象に、放課後まなび教室登録児童の自由来館直接利用の取組を行っている。
- ・本来、児童館の自由来館については一度帰宅してからしか利用できないが、放課後まなび教室に登録している児童については、一定の安全確保ができるという点から、放課後まなび教室が終了後帰宅せずに直接利用が可能。
- ・現在対象となる34か所のうち32か所で実施している。残る2か所についても取り組みの推進を図っていく。

<資料5>「平成26年度 『放課後ほっと広場』の実施状況について」

- ・平成22年度から昼間留守家庭の児童を対象に学童クラブ機能と放課後まなび教室が一体となって『放課後ほっと広場』を実施している。平成26年10月時点で8箇所実施。
- ・放課後ほっと広場では、書道教室など、放課後まなび教室と学童クラブ機能が連携した取り組みを行っているところもある。
- ・また、他の放課後ほっと広場との交流事業も行っている。夏季休業期間中の夏祭り（26年度は8月2日に東山区で実施、影絵の鑑賞、交流ゲーム等）には144人の児童の参加があった。
- ・また、放課後ほっと広場及び三条学童保育所の児童によるぬり絵コンテストを開催し、入選作品77点を各放課後ほっと広場で巡回展示している。

神部会長 事務局から報告をいただいたが、委員の皆様から御意見・御質問等があればお願いしたい。

國重委員 放課後まなび教室の実施状況について、20%という登録率をどのように評価されているのか。目標より多いのか、少ないのか、お聞かせいただきたい。

事務局 放課後まなび教室に登録したい子どもが全員登録できる環境を整えているため、登録率の目標は特に定めていない。放課後まなび教室は4～6年生の登録率が少ないが、高学年になると部活動が始まるなど、放課後の過ごし方が多様になるためである。1～3年生までに限れば登録率は3割程度あり、学童クラブの登録率を合わせると6割程度となる。放課後まなび教室と学童クラブの両方に登録している子どもは5パーセント程度であり、対象者はほとんど重複していない。

國重委員 放課後まなび教室と学童クラブの両方に登録している子どもの学校別の人数について、指標に加えてほしい。

事務局 指標に加えたい。

放課後まなび教室は、学校の完全下校時刻に合わせて終了するところが多く、実際に放課後まなび教室が終わった後に学童クラブへ行くことは時間の都合上難しい。保護者の方が放課後まなび教室と学童クラブの機能の違いを見ながら、家庭の事情に合わせて選択している。

神部会長 『『児童館・学童保育所』と『放課後まなび教室』との連携』についてお聞きしたい。

資料では、連携事業を実施した校区数が示されているが、そのうち単発事業を行っている校区が何校区、日常事業を行っている校区が何校区というデータもいただきたい。連携事業を実施することによって子どもたちにより効果が促されないと意味がない。今後はそのようなデータも取りながら、日常的に事業を実施する校区を増やしていく方向で考えた方がよいのではないか。

事務局 データの集計方法等について検討していきたい。

神部会長 次に、「放課後子ども総合プラン」について、さらに、「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間とりまとめ案について、事務局から説明していただきたい。

事務局 （資料に基づき説明）

「放課後子ども総合プランについて」

- ・ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ（京都市における学童クラブ）・放課後子供教室（京都市における放課後まなび教室）の整備等を進めることを趣旨・目的としている。
- ・ 国全体の目標
 - ① 放課後児童クラブを平成31年までに30万人分整備
 - ② 全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
 - ③ 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施
- ・ 事業計画
 - ・ 市町村及び都道府県は、放課後子ども総合プランにもとづく「市町村行動計画」及び「都道府県行動計画」に「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成

31年度に達成されるべき目標事業量」,「小学校の余裕教室の活用に関する具合的な方策」等を記載することとなっている。

- ・京都市では「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」を市町村行動計画として位置づけ、放課後子ども総合プランの事業計画の内容を盛り込むこととする。
- ・国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

- ① 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進:学校の事業以外に使用する際に責任の所在の明確化を図りながら推進していく。また、余裕教室の徹底活用等に向けた検討や、放課後等における両事業の実施場所として一時的利用を促進する。
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施:一体型は同一の小学校内で放課後児童クラブと放課後子供教室の両方を実施し、共働き家庭を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できるもの。ただし、放課後児童クラブは施設運営の基準を満たす必要があり、一体型を実施する場合でも放課後児童クラブと放課後子供教室それぞれの実施場所を確保することが必要となる。
- ③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施:両事業のいずれかが学校外にある場合も両事業の児童が交流できるよう連携して実施する。すでに児童館等で事業を実施している場合は引き続き該当施設での実施が可能である。

事務局 (資料に基づき説明)

『「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間取りまとめ案について』

・趣旨

- ・「京都市未来こどもプラン」の来年度以降の新たな5年間計画の中間とりまとめ案であり、「子ども子育て支援事業計画」、「放課後子ども総合プラン」等を盛り込んで策定。
- ・第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり（放課後子ども総合プラン）（123P～）

(1)児童館・学童クラブ事業について

(ア)児童館について

・現状と課題

- ・平成25年4月に一元化児童館130館の整備目標を達成した。山間部を除いておおむね子どもの日常の生活圏ごとに一元化児童館の設置を完了している。
- ・子育て支援に関するニーズ調査において、「児童館を知っているが、利用したことはない」「児童館を知らなかった」が合わせて50パーセントあったことから、児童館活動についての情報の周知が課題であるといえる。

(イ)学童クラブ事業について

・現状と課題

- ・一元化児童館の130館の設置完了に伴い、おおむね子どもの生活圏で学童ク

ラブ事業を実施している。

- ・平成22年度から新たな放課後対策として、放課後ほっと広場を現在8箇所を実施。
- ・近隣に学童クラブを実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域については民間社会福祉法人等が実施する学童クラブ（地域学童クラブ事業）への補助を現在11か所を実施。
- ・平成24年度以降、3年連続で待機児童ゼロが達成できている。
- ・留守家庭児童数は年々増加しており、平成26年度には1万人を超え「学童クラブの大規模化」が課題となっている。
- ・平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施予定である。学童クラブ事業の対象者が小学校6年生までに広げられるほか、
 - ・児童1人につきおおむね1.65㎡以上
 - ・1つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下
 - ・支援の単位ごとに2人以上の職員の配置などの設備・運営に関する基準が設けられ、基準に基づく運営のための体制整備が求められる。
- ・今後の方向性
 - ・登録児童数の増加や対象年齢の拡大に対応するとともに、基準を満たした運営を行うための実施場所及び職員の確保。
 - ・新たな職員の確保にあたって、必要な知識及び技術を身につけるための更なる研修の充実。
 - ・年齢に応じた支援を行うための児童館活動指針の改定。
 - ・障害のある児童の受け入れに当たっての職員・介助者の質の向上と大学との連携等による介助者の確保。

(2)放課後まなび教室（127P～）

- ・現状と課題
 - ・平成21年から現状の実施体制となり、学童クラブと同様に放課後の子どもたちの居場所となっている。
 - ・平成22年度から新たな放課後対策として整備を開始した放課後ほっと広場を、現在8箇所を実施している。
 - ・放課後まなび教室登録児童の児童館自由来館直接利用（学校内又は隣接地に限定）など、児童館・学童クラブ事業との連携の推進を図っている。
- ・今後の方向性
 - ・希望者全員の登録の維持
 - ・児童館・学童クラブ事業とのより一層の連携の推進

ていくということでよいか？

事務局 基本的には既存の枠組みの中で実施し、学童クラブ事業については「子ども・子育て支援新制度」のもと、設備・運営基準を満たした運営を行っていく。

神部会長 委員の皆様から御意見・御質問等があればお願いしたい。

坂本委員 学童クラブと放課後まなび教室の一体化は慎重に行わなくてはならないと思っている。

現在の放課後まなび教室は地域の方の協力を得て実施しているところである。子どもたちにとって幅広い年代の方と触れあえる場となっており、社会性や規範意識の向上など教育効果も上がっているほか、地域の方の子どもへの意識・関心も高まっている。学童クラブと融合した時に、その良さが失われるのではないかという懸念があるため、現状の放課後まなび教室の実施形態を維持したいという思いがある。

また、学校施設を活用することについて、教育課程における各学年の終業時刻にはばらつきがあるため、時間内に学童クラブの活動が混在した場合など、安全面に懸念がある。例えば 6 年生が運動場で体育の授業をしている横で学童クラブの子どもを遊ばせてトラブルが起きないか、何か起きた場合責任の所在はどうなるのか。また、授業が終わった後も部活動等で使用するので、場所を確保することも難しい。

学校と学童クラブ、放課後まなび教室が定期的に連携していかないと問題が起きるのではないか。学校がこれまでに築いたやり方も尊重していただきながら、弾力的にプランを進めてもらいたい。

大畑委員 学童クラブと放課後まなび教室の連携を進めるにあたって、一層保護者の方への連絡が大切であると考えている。学校現場でも子どもたち一人一人の放課後の安全について、より気を配っていただくことになるかと思う。教職員にも若年者が増えているので、一番大切な安全面での間違いが起こらないように、組織としてあたっていくべきではないか。

放課後まなび教室については、就学前の保護者の方から「1 年生の放課後まなび教室の開始はいつからですか？」と聞かれるほど、関心が高い。

学童クラブについては、保護者の方へ制度の周知が不十分な場合があるので、入学届を提出していただく際に説明するなど対応が必要だと考えている。また、障害のある児童への対応について、学童クラブでの受け入れ拡大はありがたい。

中村委員 国の「放課後子ども総合プラン」での方針について、余裕教室の活用というものがあったが、現在は色々な活動で余裕教室を使用しているので、実態としてはあまりな

いのではないか。推進にあたっては現場それぞれに合わせていく必要があると考えている。

谷内委員 学童クラブと放課後まなび教室、それぞれの立場がある。課題と実態の理解を深めるため、今後も連携して事業を進めていきたい。

上野委員 教育委員会との話し合いの中で、学童クラブで平成27年度から拡大する4～6年生の受け入れを、放課後まなび教室でお願いできないか相談したことがあった。しかし、放課後まなび教室はすべての学校で週5日実施しているものではなく、また、一元化児童館の良さもあるので、既存の枠組みを踏まえた上で連携して実施していくことになった。色々な課題があるが、教育委員会と連携して事業を進めていきたい。

神部会長 「放課後子ども総合プラン」で国の方針が示されたが、実施にあたっては地域性を大事にすべきである。やるべきことをやりながら、京都市がここまでやってきた実績、京都市の良さを失うことなく、今までの取り組みと、新たな視点を融合させた形での京都モデルというものを発信していけたらよい。今後とも御協力をお願いしたい。